

関係規則及び丸亀市地域防災計画の主要修正事項

【目次】

1	関係規則等	1
(1)	災害対策基本法（第42条の要旨）	1
(2)	丸亀市防災会議条例	2
(3)	丸亀市防災会議委員名簿	3
2	主要修正事項	4
(1)	主要修正事項一覧表	4
(2)	主要修正事項の説明	6
①	新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応	6
②	個別避難計画の避難支援等に関わる関係者への提供	7
③	ガス事業者の応急復旧用資機材に関する修正	8
④	防災中枢、指定避難所への再生可能エネルギーの活用	9
⑤	道路の無電柱化の促進	11
⑥	ドローンによる被害状況の把握	12
⑦	新型コロナウイルス感染者専用避難所	13
⑧	業務継続計画(BCP)策定計画	14
⑨	土器川の洪水予報の発表基準及び避難情報の発令基準の修正	15
⑩	地区防災計画の追加	17
⑪	協定・覚書	18
⑫	洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の修正	19
⑬	指定避難所の修正	21
⑭	予備的避難所の追加	22
⑮	災害対策用ヘリポートの修正	23

1 関係規則等

(1) 災害対策基本法（第 42 条の要旨）

(市町村地域防災計画)

第 42 条 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 防災に関し、防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

二 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第 21 条の規定は、市町村長が第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

※関係行政機関、指定(地方)公共機関等に、資料提供、情報、意見等の協力を求めることができる。

第 42 条の 2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

(2) 丸亀市防災会議条例

平成 17 年 3 月 22 日 条例第 178 号

改正 平成 24 年 9 月 24 日条例第 32 号 平成 26 年 3 月 28 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、丸亀市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 丸亀市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 香川県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 香川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部(公室を含む。)内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項各号の委員の総数は、35 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、香川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 24 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日条例第 5 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 丸亀市防災会議委員名簿

(令和5年3月1日 現在 29名)

区 分	職 名	氏 名 (敬称省略)
会長	丸亀市長	松永 恭二
指定地方行政機関	四国地方整備局香川河川国道事務所長	黒木 賢二郎
陸上自衛隊	第14旅団第15即応機動連隊長	福井 謙
香川県知事部門	香川県危機管理総局危機管理課長	三谷 一秀
	香川県中讃土木事務所長	廣瀬 治
	香川県中讃土地改良事務所長	長尾 秀範
	香川県中讃保健福祉事務所長	井下 秀樹
香川県警察	丸亀警察署長	佐脇 伸宏
市長部門	副市長	横田 拓也
	モーターボート競走事業管理者	大林 諭
	市長公室長	山地 幸夫
	市長公室広聴広報課副課長	横井 明子
	総務部税務課担当長	牛尾 良子
	健康福祉部高齢者支援課長	永森 かず代
	市民生活部生活環境課副課長	長樂 史子
	都市整備部住宅課担当長	大西 邦子
	産業文化部文化課総括担当長	廣瀬 憲子
	ボートレース事業局経営課担当長	日下 恵理
	教育委員会教育部幼保運営課長	黒田 千絵
	議会事務局担当長	長谷部弥栄子
教育長	丸亀市教育委員会教育長	末澤 康彦
消防長及び消防団長	丸亀市消防長	浪指 孝章
	丸亀市消防団長	古竹 義弘
指定公共機関	西日本電信電話株式会社香川支店長	徳永 久雄
	四国電力送配電株式会社高松支社丸亀事業所長	京野 利広
指定地方公共機関	四国ガス株式会社丸亀支店長	飯尾 浩二
	琴参バス株式会社代表取締役社長	佐藤 邦明
自主防災組織の構成者及び学識経験者	丸亀市自主防災会等連絡協議会会長	岩崎 正朔
	丸亀市婦人防火クラブ会長	福岡 由紀子

2 主要修正事項

(1) 主要修正事項一覧表

区分	修正事項	説明資料	新旧対照表の頁		
			一般対策編	震災対策編	資料編
R4年3月の防災会議での県委員の意見に基づく修正	新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応	①	9	49	
	個別避難計画の避難支援等に関わる関係者への提供	②	11～12	51～52	
県地域防災計画の修正に伴う修正 (国の防災基本計画の修正に伴う事項を含む)	河川氾濫に備えたタイムラインの作成		1		
	ため池へのICT機器の整備推進 緊急連絡体制の整備		2	43	
	ガス事業者の応急復旧用資機材に関する修正	③	4	43	
	防災中枢、指定避難所への再生可能エネルギーの活用	④	4、8	44、48	
	「保健医療救護体制」 →「保健医療福祉救護体制」への修正		5、29 34	45、69 74	
	道路の無電柱化の促進	⑤	7	47	
	ボランティアの「登録」→「育成」、「研修」への修正		10	50	
	医療的ケアを必要とする者への対応		13	53	
	児童生徒等に対する消防団員、自主防災組織等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進		14	54	
	災害に関するモニユメントの伝承		14	54	
	気象情報、予警報、伝達系統 (土器川の洪水予報の発表基準の修正を含む)	⑨	24～27		83～90
	安否情報の公表		28	68	
	傷病者の搬送(ドクターヘリによる搬送等)		30、37	70	
	輸血用血液の確保		30	70	
	避難情報に関わる専門家の助言		31	71	
	指定避難所の運営に関わるNPO、ボランティア等との協力		32	72	
	食物アレルギーへの配慮		33	73	
	県の炊き出し措置からの集団給食施設、給食業者への炊飯委託の斡旋の削除		33	73	
	供給する品目(日用品)への生理用品の追加		34	74	
	産業廃棄物処理に関する県の役割 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)		35	75	
	水道施設の応急復旧に関する修正		35	75	
	香川県災害ボランティア支援センターの設置に関する修正		36	76	
	被災証明・罹災証明書の交付		38	77	
	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応			40～41	
	公共建設物等の耐震化の促進			42	
	地震・津波情報、伝達系統			63～68	
	県の地震・津波防災対策目標				78～80
	過去の県下の主要な地震一覧				94～95
	土砂災害警戒区域				96

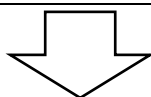
区 分	修正事項	説明資料	新旧対照表の頁		
			一般 対策編	震災 対策編	資料編
市としての独自修正	災害時の活動体制 (職員初動マニュアルの改正に伴う修正)		15～23	56～62	
	ドローンによる被害状況の把握	⑥	28	68	
	新型コロナウイルス感染者専用避難所	⑦	32	72	
	業務継続計画(BCP)策定計画	⑧		55	
	土器川の避難情報の発令基準	⑨			82
	地区防災計画の作成地区	⑩			90
	協定、覚書	⑪			91
	火災・災害等速報要領、災害報告取扱要領				92
	丸亀市防災会議委員				93
	洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者 利用施設	⑫			97
	土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者 利用施設				98
	毒物劇物営業者				98
	指定避難所	⑬			101
	福祉避難所				102
	予備的避難所	⑭			103
	災害対策用ヘリポート (香川県ドクターヘリの導入に伴う修正)	⑮			104 ～105
	災害用物資の備蓄状況				106

(2) 主要修正事項の説明

① 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応

県地域防災計画に基づき、新型コロナウイルス自宅療養者等への対応について記載した。
(昨年度の防災会議で県委員から、本件に関し県計画が反映されておらず、次回修正時に是正を求めるとの意見があった。)

<p>県地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】※地震対策編、津波対策編も同様</p> <p>第23節 7 避難計画の策定 (略)</p> <p>保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p>
-------------------	--

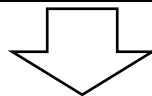


<p>市地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】※震災対策編も同様</p> <p>第23節 避難体制整備計画 17 新型コロナウイルス及び類似の感染症への対応 (5) 自宅療養者等への対応</p> <p>市は、中讃保健福祉事務所と連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時からハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p>
-------------------	--

② 個別避難計画の避難支援等に関わる関係者への提供

県地域防災計画に基づき、避難行動要支援者の個別避難計画の避難支援等に関わる関係者への提供について記載した。
 (昨年度の防災会議で県委員から、本件に関し県計画が反映されておらず、次回修正時に是正を求めるとの意見があった。)

<p>県地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】※地震対策編、津波対策編も同様</p> <p>第27節 要配慮者対策計画</p> <p>2 在宅の避難行動要支援者の対策</p> <p>(5) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>
-------------------	---



以下のとおり修正した。

- 「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画」の項目を分けて、分かりやすくした。
- 「個別避難計画」の項目に、避難支援等に関わる関係者への提供等について明記した。

<p>市地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】※震災対策編も同様</p> <p>第27節 要配慮者対策計画</p> <p>2 在宅の避難行動要支援者の対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿 (略)</p> <p>(2) 個別避難計画</p> <p>イ 市は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>
-------------------	---

※ 市は、個別避難計画を「私の避難計画」という名称で作成している。

③ ガス事業者の応急復旧用資機材に関する修正

県地域防災計画に基づき、ガス事業者の応急復旧用資機材に関する記述を修正した。

一般対策編（震災対策編も同様）

現行計画	修正案
<p>第 18 節 ライフライン等災害予防計画</p> <p>2 都市ガス施設（四国ガス（株）丸亀支店） ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の安全性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。</p> <p>また、災害時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の整備を図る。</p>	<p>第 18 節 ライフライン等災害予防計画</p> <p>2 都市ガス施設（四国ガス（株）丸亀支店） ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の安全性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。</p> <p>また、災害時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材等の確保を図る</p>

④ 防災中枢、指定避難所への再生可能エネルギーの活用

「県地域防災計画」及び「地方公共団体実行計画(区域施策編・事務事業編)策定までの脱炭素に向けた基本方針について(R4.12.13の市議会への説明資料)」に基づき、防災中枢機能、指定避難所への再生可能エネルギーの活用について記載した。

<p>県地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】※地震対策編、津波対策編も同様</p> <p>第20節 防災業務体制整備計画</p> <p>5 防災中枢機能等の確保、充実 県、市町及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、浸水対策等の強化及び再生可能エネルギーも含めた非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努めるものとする。</p> <p>第23節 避難体制整備計画</p> <p>2 指定避難所の指定、整備 (2) (略)</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>
-------------------	---

<p>地方公共団体実行計画(区域施策編・事務事業編)策定までの脱炭素に向けた基本方針について(R4.12.13の市議会への説明資料)</p>	<p>○ ハード事業 国の「地域脱炭素ロードマップ」のうち、次の4点を重点課題として捉え整備する。</p> <p>① 太陽光発電設備等の整備 (1) 太陽光発電設備の最大限の導入 ・ 設置可能な建築物・土地に太陽光発電設備を2030年は50%、2040年には100%導入を目指す。</p> <p>(2) 再エネと災害時の対応力強化 ・ 避難所に「太陽光+蓄電池」もしくは「太陽光+V2H+EV車」の整備を行う。</p> <p>②～④ (略)</p>
--	--

※V2H：電気自動車に蓄えられた電力を家庭用に有効活用する設備

<p>市地域防災計画の修正</p>	<p>【一般対策編】※震災対策編も同様</p> <p>第20節 防災業務体制整備計画</p> <p>5 防災中枢機能等の確保、充実 市は、耐震機能を有し、また非常用発電機の浸水対策等が強化され、かつ太陽光発電を備えた市庁舎の4階に防災中枢機能(災害対策本部室、市長室、副市長室、秘書政策課、危機管理課)を集中配置し、これを中心に効率的、かつ効果的な災害対応を実施できるよう体制等の整備、点検に努める。</p> <p>第23節 避難体制整備計画</p> <p>2 指定避難所の指定、整備 (9) (略)</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>
-------------------	---

【参考】本庁舎の防災機能

区分		内容	備考
防災中枢機能の集中配置		災害対策本部室、市長室、副市長室、秘書政策課、危機管理課を4階に配置	
災害対策本部室の常設		常設状態を維持	
耐震機能		免震構造	※本庁舎付近の最大震度は、6弱～6強
停電等インフラが途絶した場合も3日間災害対策機能を継続	電気	非常用発電機の設置 ・浸水対策のため5階(屋上)に設置 ・停電時は、自動的に稼働 ・燃料は、地下タンクに72時間分：軽油12,000ℓ	※本庁舎は、 ・津波浸水想定区域外 ・土器川の想定最大規模降雨時の浸水想定区域内(浸水0.3m未満)
		太陽光発電で、停電時には日中のみ一部コンセントに給電	
	上水道	受水槽に3日分の上水を貯水	
	雑用水 下水道	・雑用水槽を設置し、雨水をトイレ洗浄水に利用 ・排水槽で1週間程度の排水機能を確保	

【参考】指定避難所の非常用発電機、太陽光発電の設置状況(市施設のみ)

- ：非常用発電機あり(ポータブル発電機を含む) 38/82施設 (△の3施設を除く)
- ：太陽光発電あり 28/82施設 (△の1施設を除く)
- ◎：太陽光発電+蓄電池あり 1/82施設 (△の1施設を除く)
- △：設置されているが、災害対応用には不適(非常灯・消火栓等用、機能不全のため)

城乾コミュニティセンター	●		広島小中学校			栗熊保育所		
城坤コミュニティセンター	●	○	小手島小中学校			富熊保育所		
城北コミュニティセンター	●		岡田小学校	●	○	飯山南保育所		
城西コミュニティセンター	●		栗熊小学校			飯山こども園	●	○
城南コミュニティセンター	●		富熊小学校			飯山北第一保育所		
土器コミュニティセンター	●	○	飯山南小学校			丸亀市民体育館	△	
川西コミュニティセンター	●		飯山北小学校			飯山総合運動公園体育館		
郡家コミュニティセンター	●	○	東中学校	●	○	土器川体育センター	△	
飯野コミュニティセンター	●	○	西中学校	●	○	へき地集会室		
垂水コミュニティセンター	●	○	南中学校			二軒茶屋総合センター		
本島コミュニティセンター	●	○	綾歌中学校			金山文化センター		
広島コミュニティセンター		○	飯山中学校			山根文化センター		
岡田コミュニティセンター	●		西幼稚園			山根児童館		
栗熊コミュニティセンター	●	○	城坤幼稚園			東小川児童センター		△
富熊コミュニティセンター	●		金倉保育所		○	旧本島中学校体育館		
飯山南コミュニティセンター	●	○	城北こども園		○	西地区集会場		
飯山北コミュニティセンター	●		土居保育所			牛島集会場		
城乾小学校			城南保育所	●	○	手島自然教育センター		
城坤小学校	●	○	城東幼稚園			手島集会場		
城北小学校	●	○	青ノ山保育所			富熊コミュニティセンター分館		
城西小学校	●	○	城辰幼稚園	●	○	綾歌保健福祉センター	●	
城南小学校	●	○	城辰保育所	●	○	飯山総合保健福祉センター	●	△
城東小学校			郡家こども園	●	○	飯山総合学習センター	●	
城辰小学校	●	○	飯野こども園	●	◎	クイントピア丸亀	△	
郡家小学校	●	○	垂水こども園	●	○	綾歌総合文化会館	●	
飯野小学校			本島幼稚園			旧塩屋北保育所	●	
垂水小学校			あやうたこども園	●				
本島小中学校			岡田保育所					

※栗熊コミュニティセンターの太陽光発電は、全量売電。但し、災害用コンセントのみ切り替えて使用可能。

⑤ 道路の無電柱化の促進

県地域防災計画の修正に基づき、道路の無電柱化の促進を追加した。
 ※ 県地域防災計画の修正は、国の防災基本計画の修正に基づく。

一般対策編（震災対策編も同様）

現行計画	修正案
<p>第 22 節 緊急輸送体制整備計画</p> <p>3 道路管理体制の整備</p> <p>(1) 道路管理者及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。</p> <p>(2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行う。</p> <p>(3) 警察本部は、交通規制が・・・</p>	<p>第 22 節 緊急輸送体制整備計画</p> <p>3 道路管理体制の整備</p> <p>(1) 道路管理者及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。</p> <p>(2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</p> <p>(3) 警察本部は、交通規制が・・・</p>

【参考】

- 道路の無電柱化の目的
 - ・ 災害時に倒壊した電柱が緊急車両等の通行を妨げる恐れを解消
 - ・ 安全で円滑な交通、景観の改善等

- 県の計画
 - 2027 年度までに無電柱化に着工する新規区間(丸亀市部分)
 - ・ 国道 11 号(飯野町) : 2.40km
 - ・ 県道丸亀詫間豊浜線(城西町)など : 1.05km

⑥ ドローンによる被害状況の把握

市が導入したドローンにより、被害状況を把握する旨を追加した。

一般対策編（震災対策編も同様）

<p>第5節 災害情報収集伝達計画</p> <p>1 情報の収集伝達</p> <p>(1) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>イ 市は、次により被害規模の全体像の把握を行う。</p> <p>(ア) 消防団等の巡視活動を通じ、地域別の被害状況を把握する。</p> <p>(イ) 119番通報の殺到状況等を情報として把握する。</p> <p>(ウ) 県を通じ、防災ヘリコプターが収集した情報を適宜に把握し、被害の集中している地域、更には被害規模の把握を行う。</p> <p>(エ) 丸亀市防災情報連絡員を活用し、特定場所の被害状況を把握することなどにより、被害の全体像を把握する。</p> <p style="background-color: yellow;">(オ) ドローンにより空中から被害状況を把握する。</p>
--

【参考】

丸亀市は、以下の2機のドローンを保有している。

	① 消防本部が管理	② 秘書政策課が管理
目的	消防本部用	危機管理課を含む各課等の汎用
導入時期	R4年3月	R4年4月
機種	DJI Mavic2 Enterprise Advanced	DJI Mavic3
	  <p>赤外線センサー(熱画像)機能あり</p>	 
講習 操縦訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年2月から技能講習(操縦訓練を含む基礎講習)を受講。 ・上記講習後は、現場(実災害)での運用を主とするため、実用に向けた定期的な訓練を実施し、災害に備える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年5月から該当課の業務にあたる職員が技能講習(操縦訓練を含む基礎講習)を受講。 ・上記講習後は、香川県ドローン安全協議会の指導・技術支援のもと実証実験を実施し、現場での活用を図る。
機体登録 飛行許可申請	R4年6月	機体登録 R4年6月 飛行許可申請 R4年7月

⑦ 新型コロナウイルス感染者専用避難所

新型コロナウイルス感染者専用避難所の設置について、追加した。

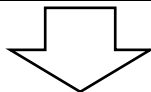
一般対策編（震災対策編も同様）

現行計画	修正案
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第13節 避難計画</p> <p>9 新型コロナウイルス及び類似の感染症対策</p> <p>(2) 3 密防止のための避難所の拡大</p> <p>ア 通常の台風・大雨の場合は、必要により当初開設するコミュニティセンター等に追加して小・中学校等を指定避難所として開設する。</p> <p>イ 学校は、居住エリアとして体育館以外に教室等を使用する。</p> <p>ウ 必要により補助的避難所及びホテル等を活用する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第13節 避難計画</p> <p>9 新型コロナウイルス及び類似の感染症対策</p> <p>(2) 3 密防止及び感染者対策のための避難所の拡大</p> <p>ア 通常の台風・大雨の場合は、必要により当初開設するコミュニティセンター等に追加して小・中学校等を指定避難所として開設する。</p> <p>イ 学校は、居住エリアとして体育館以外に教室等を使用する。</p> <p>ウ 必要により補助的避難所及びホテル等を活用する。</p> <p>エ 必要により新型コロナウイルス感染者専用避難所を設置する。</p>

⑧ 業務継続計画(BCP)策定計画

市BCPの改正に伴い、その基本方針の部分を反映して、修正した。

丸亀市大規模災害時業務計画（改正BCP）	
<p>【市としての業務継続の基本方針】</p> <p>市は、大規模災害時は次の方針に基づいて業務実施及び業務継続を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の生命、生活、財産の保護に係わる災害対応業務を最優先に実施する。 ○ 必要な人員や施設、資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。 ○ 通常業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災から72時間までは、人命に係る災害対応業務に重点をおくため、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える優先通常業務以外は休止する。 ・ 優先通常業務は、災害対応業務に影響を与えない範囲で、優先度の高い業務から順次再開する。 ・ 優先通常業務以外の通常業務は、積極的に休止・縮小する。 ・ 休止、縮小する通常業務は、平常時における重要性をもって判断するのではなく、市民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。 ○ 市の公共施設(市民交流活動センター、コミュニティセンター、体育館、図書館、児童館、美術館、ボートレース場等)は、指定避難所等の災害対応業務として使用する場合以外は、一般利用を休止する。 ○ イベント、会議等は、原則として中止・延期する。 <p>【上記以外の改正BCPの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計年度任用職員を含む人的資源と業務量の整合を図る。 	



市地域防災計画（震災対策編）	
現行計画	修正案
<p>第23節 業務継続計画(BCP)策定計画</p> <p>1 市の業務継続計画</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的 地方公共団体として、市民の生命、身体及び 財産を災害から保護するために、災害応急対 策業務や優先度の高い通常業務を発災直後 から適切に実施するため、あらかじめ非常時 優先業務の特定やその業務に必要な人員・資 源の確保・配分等を定めた業務継続計画を策 定し、業務継続性の確保に努めるものとし る。</p> <p>また、計画の実効性を確保するため、地 域や想定される災害の特性等を踏まえつ つ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を 図るものとする。</p>	<p>第23節 業務継続計画(BCP)策定計画</p> <p>1 市の業務継続計画</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的 地方公共団体として、住民の生命、生活、財 産の保護に係わる災害対応業務を最優先に実 施するとともに、通常業務を優先度の高い業 務から順次再開するため、あらかじめ非常時 優先業務の特定やその業務に必要な人員・資 源の確保・配分等を定めた業務継続計画を策 定し、業務継続性の確保に努めるものとする。</p> <p>この際、必要な人員・資源の確保・配分は、 全庁横断的に調整するとともに、会計年度任 用職員を含む人的資源と業務量の整合性に留 意する。</p> <p>また、計画の実効性を確保するため、地域 や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適 宜評価を行い、継続的な見直し等を図るもの とする</p>

⑨ 土器川の洪水予報の発表基準及び避難情報の発令基準の修正

R4年6月から土器川の洪水予報(氾濫危険情報)の発表基準が変更されたので、該当箇所を修正した。

また、上記に伴い、土器川の避難情報の発令基準を修正した。

※「避難情報に関するガイドライン(内閣府)」もR4年6月に同趣旨で修正されている。

● 土器川の洪水予報(氾濫危険情報)の発表基準の修正

○ 土器川は、洪水予報河川であり、「香川河川国道事務所」と「高松地方気象台」が共同で以下の洪水予報を発表する。

洪水予報の種類		備考
洪水警報	氾濫発生情報	警戒レベル5(緊急安全確保)相当
	氾濫危険情報	警戒レベル4(避難指示)相当
	氾濫警戒情報	警戒レベル3(高齢者等避難)相当
洪水注意報	氾濫注意情報	警戒レベル2(大雨、洪水注意報)相当

○ 氾濫危険情報の発表基準の修正 (一般対策編の該当箇所を修正)

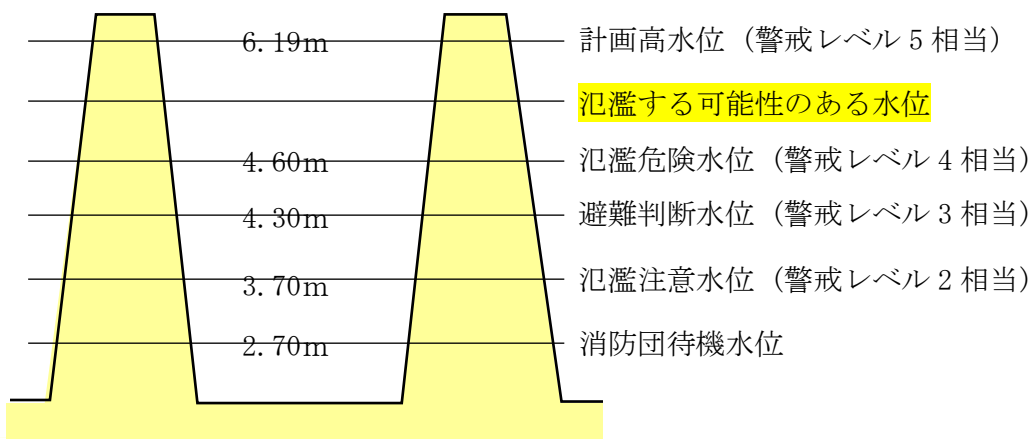
従来	氾濫危険水位(4.60m)に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表
----	--

急激な水位上昇に対応するため

R4年6月 ～	上記に加えて、2時間先までに、(新たに設定された)「氾濫する可能性のある水位」に到達すると見込まれるときにも発表
------------	--

○ 水位指標

基準とする水位は、まんのう町の祓川橋(はらいかわばし)の水位



● 土器川の避難情報の発令基準の修正

	土器川祓川橋（はらいかわばし）観測所の水位等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ① 洪水予報により、避難判断水位（4.30m）に到達すると明らかに予想されるか又は到達した場合、かつ、洪水予報の水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ② 洪水予報により、氾濫危険水位（4.60m）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③ 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ④ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤ 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」の記述に準拠して追加	<ul style="list-style-type: none"> ① 洪水予報により、氾濫危険水位（4.60m）に到達した場合 あるいは、水位予測に基づき、急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、更に氾濫する可能性のある水位への上昇が見込まれると発表された場合 ② 氾濫危険水位（4.60m）に到達していないものの計画高水位（6.19m）に到達することが予想される場合 ③ 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ④ 異常な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤ 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑥ 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令） <p>※ 夜間・未明であっても①～⑤に該当する場合は、躊躇なく【警戒レベル4】避難指示を発令する。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。但し、必ず発令しなければならない訳ではない。</p> <p>【災害が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 計画高水位（6.19m）に到達した場合 ② 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ③ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ④ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） <p>【災害発生を確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 決壊や越水・溢水が発生した場合 （洪水予報の氾濫発生情報、消防団等からの報告により把握できた場合）

⑩ 地区防災計画の追加

コミュニティ・自主防災会により、新規作成された地区防災計画を追加する。

	地区名	計画名	作成組織	作成日 (最新の改訂日)
作成済み	川西地区	川西地区防災計画	川西地区自主防災会	令和2年3月30日
	城北地区	城北地区防災計画	城北地区自主防災会	令和4年3月22日
	城西地区	城西地区防災計画	天守閣のある町城西 (城西地区自主防災会)	令和4年3月22日
	土器地区	土器地区防災計画	住みたくなるまち土器 (住みたくなるまち土器自主 防災会)	令和4年3月22日
	飯山南地区	飯山南地区防災計画	飯山南コミュニティ協議会	令和4年3月22日
今回追加予定	城南地区	城南地区防災計画	ふれ愛の町みなみ (城南地区自主防災会)	令和5年3月
	栗熊地区	栗熊地区防災計画	栗熊地区自主防災会	令和5年3月
	岡田地区	岡田地区防災計画	岡田地区自主防災会	令和5年3月
	飯山北地区	飯山北地区防災計画	飯山北地区コミュニティ推 進協議会	令和5年3月
計	9/17 地区			

【参考】地区防災計画の審議手続

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、防災会議の承認を得て丸亀市地域防災計画に位置付けられる。

① 地区から地区防災計画(案)の提出



② 「丸亀市地区防災計画の規定手続に関する要綱」に基づく市役所内の審議



③ 「災害対策基本法」に基づく防災会議での審議

⑪ 協定・覚書

協定・覚書の掲載を一覧表のみに変更するとともに、新規に締結した協定・覚書を追加する。

- 資料編への **全文掲載** → **一覧表のみの掲載** への変更
 (全文は、危機管理課で、別に協定・覚書の簿冊を編綴して管理)

○協定・覚書の**追加、修正**

区 分	協定、覚書	締結日	担当課	
災害時における避難所の利用・使用に伴う申し合わせ・協定書	災害時における 四国計測工業株式会社 施設の利用に関する協定	令和4年10月7日	危機管理課	← 金倉川西岸地区に指定避難所がないため、 予備的避難所として新規締結
災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定	社会福祉法人厚仁会との協定	平成29年2月24日	高齢者支援課	← 福祉避難所に指定されている厚仁会の 珠光園ユニット の施設廃止に伴い、協定から 珠光園ユニットを削除 ※福祉避難所は、1施設減って、計25施設
	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する 協定書内の修正 に関する通知	令和4年6月3日	高齢者支援課	
災害時における救援物資等の提供に関する協定書	王子コンテナ株式会社徳島工場 との災害時における物資提供等の協力に関する協定	令和4年4月15日	危機管理課	← 段ボールベッド等の段ボール製品 に関する協定を新規締結
	株式会社ウチダ との災害時における紙製品等の調達に関する協定	令和4年7月13日	危機管理課	← ティッシュ等の 紙製品 の調達に関する協定を新規締結
災害時における避難者支援に関する協定	株式会社ダイナム との災害時等における応急対策活動協力に関する協定	令和4年9月9日	危機管理課	← 避難者への駐車場、水道、トイレ、食料、情報等の提供 に関する協定を新規締結

⑫ 洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の修正

下記の施設を追加、削除又は住所変更する。

※ 該当施設は、以下が義務となる。

- ① 避難確保計画の作成と市への報告
- ② 避難訓練の実施

○ 洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の追加・削除等

施設区分	施設名	住所	想定最大規模降雨時の浸水				
			土器川	金倉川	大東川	綾川	
特別養護老人ホーム	珠光園 (診療所を含む)	飯野町東二 911-1	○				施設の飯野町東二 25-7 からの移転による追加 ※この施設には、説明する。
老人短期入所施設	特別養護老人ホーム珠光園	飯野町東二 911-1	○				
障害児通所支援事業所	放課後等デイサービス ウィズ・ユー丸亀	川西町北 2034-2	○				※この施設には、説明済み。
児童自立生活援助事業施設	丸亀おひさま荘	土器町東 8-463-1	○				この施設が該当することが分かったため追加 ※この施設には、出前講座の際に説明済み。
	nature	土器町東 7-208	○				
診療所	医療法人社団 杏和会	御供所町	○				大西外科医院(現:おおにし整形外科スポーツクリニック)は、建て替えに伴い、病床をなくしたため削除 ※この施設には、削除を連絡済み。
	おおにし外科医院	2-1-1					
放課後児童クラブ	城北青い鳥教室	瓦町 95	○				放課後児童クラブ(青い鳥教室)は、小学校とは管理者が違い、独自に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が必要なため追加 ※この施設及び丸亀市福祉事業団(放課後留守家庭児童会)には、出前講座の際に説明済み。
	城乾第1及び第2 青い鳥教室	中府町 5-15-1	○	○			
	城坤第1、第2及び第3 青い鳥教室	今津町 348		○			
	城東第1、第2及び第3 青い鳥教室	土器町西 5-113	○				
	城辰第1及び第2 青い鳥教室	川西町北 151	○				
	垂水第1、第2及び第3 青い鳥教室	垂水町 1408	○				
	富熊青い鳥教室	綾歌町富熊 1227				○	
	飯山南第1 青い鳥教室	飯山町上法 軍寺 1165-1	○			○	
飯山南第2 青い鳥教室	飯山町上法 軍寺 1206	○					

【参考】洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設は、12 施設増え、計 163 施設

○ 土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の追加・削除

施設区分	施設名	住 所	土砂災害 特別警戒 区域	土砂災害 警戒区域	
特別養護老人 ホーム	珠光園 (診療所を含む)	飯野町東二 25-7	○	○	土砂災害警戒区 域外(飯野町東二 911-1)への移転 による削除
	珠光園ユニット	飯野町東二 25-7	○	○	
老人短期入所 施設	特別養護老人ホ ーム珠光園	飯野町東二 25-7	○	○	施設の廃止によ る削除
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム さぬき富士	飯野町東二 25-21	○	○	施設の飯野町東 二 2701-1 からの 移転による追加

【参考】 土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設は、2 施設減り、計 14 施設

⑬ 指定避難所の修正

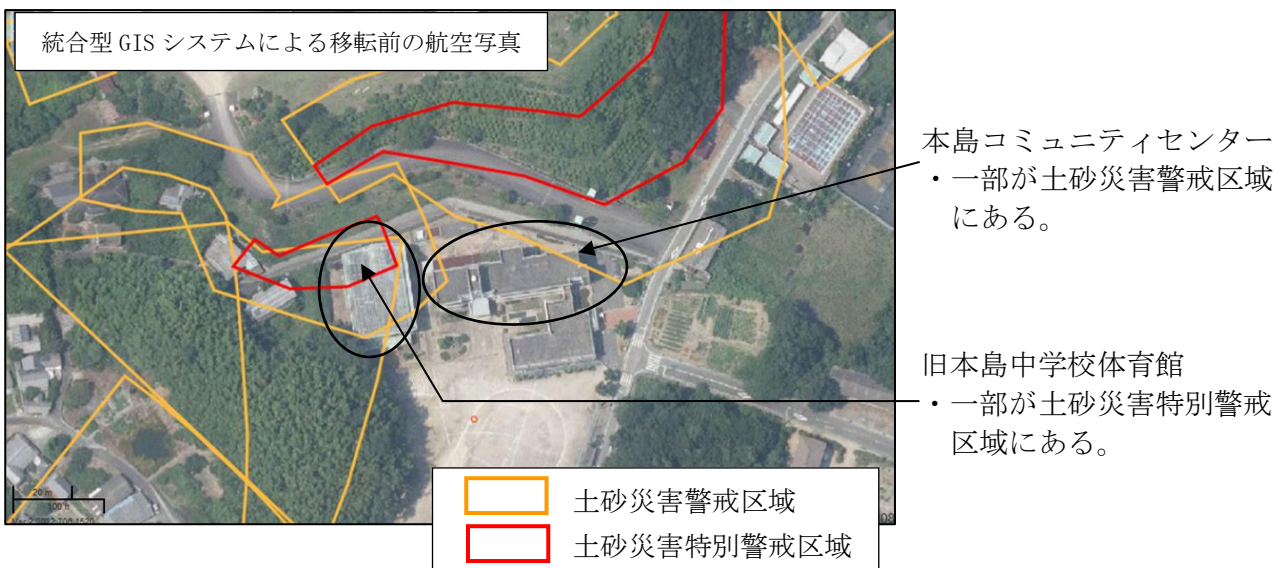
本島コミュニティセンターの旧本島中学校への移転に伴い指定避難所を修正する。

地区	指定避難所	施設名	住所	電話	収容人数	洪水		土砂	高潮	地震	津波	火災
						計画規模降雨	想定最大規模降雨					
本島	○	本島コミュニティセンター	本島町泊 410-1	27-3222	128	○	○	△	○	○	○	○
	○	旧本島中学校 体育館	本島町泊 410-1	—	131	○	○	×	○	○	○	○

【本島コミュニティセンター】
 ・旧本島中学校に移転したため修正。
 ・一部が土砂災害警戒区域にある。

【旧本島中学校体育館】
 ・本島コミュニティセンターに隣接しているが、コミュニティセンターとは別に指定避難所に指定。
 ・収容人数は、R4年3月の修正で、工事中のため体育館部分のみを記載していたので、修正なし。
 ・一部が土砂災害特別警戒区域にある。

【参考】本島コミュニティセンター、旧本島中学校体育館付近の土砂災害(特別)警戒区域



【参考】指定避難所は、旧本島コミュニティセンターの廃止に伴い、1施設減り、計91施設

⑭ 予備的避難所の追加

四国計測工業株式会社との協定締結に基づき、予備的避難所を追加する。
 ※ 金倉川西岸地区に指定避難所がないため、住民からの要望もあり、予備的避難所として協定を締結した。

予備的避難所とは、周辺地域において避難が必要となった場合に自動的に使用できる施設ではなく、事前に施設の管理者等の了解が必要な施設であることから、市としては、ハザードマップ等には公開していません。(市としては、避難者数の一時的な増加に緊急に対応するための一時的な避難所と考えています。)

避難施設	収容可能エリア	概要
創価学会丸亀文化会館施設 Tel 0877-33-1024 塩屋町 5-1-1	丸亀文化会館内 大城の間 200名 青春の間 72名 合計 272名	創価学会四国方面事務局との申し合わせ事項確認書に基づく使用となり、使用にあたっては事前の調整が必要
NTT西日本丸亀交換所 事務棟 Tel 087-833-5400 (香川支店) 大手町 3-3-3	協定書に基づくフロアの一部の使用	西日本電信電話株式会社香川支店との協定書に基づく使用となり、使用にあたっては事前の調整が必要
医療法人社団三愛会 三船病院 Tel 0877-23-2341 柞原町 366	協定書に基づく三船会館及び駐車場の一部	協定書に基づく使用
四国計測工業株式会社 Tel 0877-33-2221 仲多度郡多度津町南鴨 200-1	2階食堂 400㎡	四国計測工業株式会社との協定書に基づく使用となり、使用にあたっては事前の調整が必要

← 協定締結に基づき追加

予備的避難所は、1施設追加になり、上記の計4施設



【四国計測工業株式会社】

- ・ 場所は、丸亀市と多度津町の境界付近の多度津町側
- ・ 丸亀市の予備的避難所にする場合は、多度津町と協議済み。
- ・ 土器川又は金倉川氾濫時は、床下浸水の可能性があるが、2階食堂に避難者を収容することにより予備的避難所として適当。

⑮ 災害対策用ヘリポートの修正

県ドクターヘリの導入に伴い、同ヘリの飛行場外離着陸場を記載する。

※ ヘリコプターの離着陸場は、各ヘリコプター保有機関が大阪航空局に申請して指定する。

● 香川県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場

★ 香川県救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)の飛行場外離着陸場

場外名	場 所	所在地	管理者	管理者 連絡先	座 標 (地 積)	防 災 ヘ リ	ド ク タ ー ヘ リ
中津運動公園	中津運動公園	中津町 11 番地 1	(公財)丸亀市スポーツ協会	0877-24-6251	N 34° 17' 11" E 133° 46' 07" (90m×90m)	●	★
蓮池公園	蓮池公園	中府町 1 丁目 1 番地	(公財)丸亀市スポーツ協会	0877-24-6251	N 34° 16' 33" E 133° 47' 51" (65m×110m)	●	★
丸亀市	丸亀市総合運動公園陸上競技場	新田町 1 番地 1	(公財)丸亀市スポーツ協会	0877-24-6251	N 34° 15' 54" E 133° 47' 19" (76m×80m)	●	未指定
丸亀城石垣復旧工事のための石置き場として使用中							
川西町	土器川公園	川西町南地先	(公財)丸亀市スポーツ協会	0877-24-6251	N 34° 15' 05" E 133° 50' 13" (200m×100m)	●	未指定
本島市民センター	本島市民センター	本島町泊 410 番地 1	丸亀市(生活環境課)	0877-24-8809	N 34° 23' 05" E 133° 46' 51" (88m×42m)	●	未指定
広島市民センター	広島市民センター	広島町江の浦 373 番地 3	丸亀市(生活環境課)	0877-24-8809	N 34° 21' 53" E 133° 42' 55" (90m×45m)	●	★
小手島	丸亀市立小手島小・中学校運動場	広島町小手島 2782 番地	丸亀市(教育部総務課)	0877-24-8820	N 34° 22' 27" E 133° 39' 06" (45m×50m)	●	★
手島	手島フェリー発着場東側第 4 号野積場	手島町字中村 1845 番地 14	丸亀市(建設課)	0877-24-8943	N 34° 23' 54" E 133° 40' 20" (75m×55m)	●	★
本島小阪	本島港小阪地区野積場	本島町小阪 1402 番地	丸亀市(建設課)	0877-24-8943	N 34° 22' 39" E 133° 46' 32" (24m×24m)	●	★
飯山河川敷	土器川右岸河川敷公園	飯山町東小川	(公財)丸亀市スポーツ協会	0877-24-6251	N 34° 14' 40" E 133° 50' 25" (200m×200m)	●	★
飯野河川敷ヘリポート	土器川右岸河川敷(飯野河川敷ヘリポート)	飯野町大字東二字茶円地先	四国地方整備局香川河川国道事務所土器川出張所	0877-22-8318	N 34° 16' 01" E 133° 49' 49" (20m×23m)	●	★
垂水防災ヘリポート	土器川左岸河川敷(垂水防災ヘリポート)	垂水町字行時地先	四国地方整備局香川河川国道事務所土器川出張所	0877-22-8318	N 34° 14' 06" E 133° 50' 04" (20m×23m)	●	★
広島青木	広島町青木	広島町青木	丸亀市(建設課)	0877-24-8943	N 34° 22' 10" E 133° 41' 23" (34m×34m)	●	★



臨時離着陸場として、指定が継続している。

【参考】

- ・災害時には、航空法の特例により、臨時離着陸場に指定されていなくても、(土地・施設の管理者の許可があり、パイロットが安全と判断すれば)離着陸できる。